令和８年度第７回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和８年度化学物質審議会第３回安全対策部会、第 269 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会	
令和８年１１月９日	資料１－３

専門家の詳細評価によるスクリーニング評価結果（案）

化審法に基づくスクリーニング評価では、資料１－１に記載のとおり、有害性クラス及び暴露クラスを優先度マトリックスに当てはめ、優先度「高」となった物質の他、優先度「中」又は「低」となった物質うち、「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」[1]（以下「判断基準」という。）に基づき必要と認められた場合に、優先評価化学物質として指定することが適当であると考えている。

本資料では、資料１－４で説明する「指定取消物質」を除き、優先度「中」又は「低」となった物質について、判断基準に基づくスクリーニング評価により、優先評価化学物質として指定することが適当であると考える物質を以下のように選定した。

１．評価方法

判断基準に基づき、次の①から⑤の評価を行った。なお、判断基準に基づき、①～③の評価結果を踏まえても、優先度マトリックスにおいて「中」と区分される物質について、④及び⑤の観点で評価を行った。

① PRTR 排出量による暴露クラスの見直し（判断基準Ⅰの１.）
② 環境中濃度による詳細評価（判断基準Ⅰの２.）
③ 生態影響について慢性毒性優先の原則により難いことによる有害性クラスの見直し（判断基準Ⅰの３.）
④ 人健康影響に係る有害性の観点からの選定（判断基準Ⅱの２.）
⑤ 生態影響に係る有害性の観点からの選定（判断基準Ⅱの３.）

２．評価結果

１. の評価方法に沿って優先度を付与した結果、④において人健康影響の観点から１物質、⑤において生態影響の観点から３物質を優先評価化学物質として指定することが適当と考える。

評価結果については以下のとおり。

①　PRTR 排出量による暴露クラスの見直し

別添１のとおり、PRTR 排出量による暴露クラスを見直したところ、優先度「高」に該当する物質はなかった。

[1] スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準
https://www.env.go.jp/content/000261226.pdf

② 環境中濃度による詳細評価

環境中濃度と有害性評価値を用いて詳細評価を行ったところ、優先評価化学物質として指定することが適当と考える物質はなかった。

③ 生態影響について慢性毒性優先の原則により難いことによる有害性クラスの見直し

慢性毒性優先の原則により難いと考えられ、急性毒性値を採用して有害性クラスを見直す必要がある物質はなかった。

④ 人健康影響に係る有害性の観点からの選定

人健康影響に係る有害性の観点から選定される物質は、別添３のとおり、有害性評価値が非常に低い（0.0005 以下）物質として、「フラン－２，５－ジオン」の１物質であり、優先評価化学物質として指定することが適当と考える。

⑤ 生態影響に係る有害性の観点からの選定

生態影響に係る有害性の観点から選定される物質は、別添４のとおり、PNEC が非常に低い（0.0001 mg/L 以下）物質として、「ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムクロライド)」、「３－フェノキシベンジル＝３－（２，２－ジクロロビニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート」、「ポリ（アザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルヘキサン－１，６－ジイル）のカチオン（窒素原子にプロトンが付加することにより生成したものに限る。）の塩」の３物質であり、優先評価化学物質として指定することが適当と考える。

別添１

PRTR 排出量による暴露クラスの見直し

１ PRTR 排出量による暴露クラスの見直し方法

化審法の優先度マトリックスの優先度が「中」又は「低」に区分された物質のうち、『物質範囲が、PRTR の政令物質と化審法の届出対象とで同じもの』について、PRTR 排出量を用いて暴露クラスを付与し、化審法届出情報に基づく暴露クラスと比較をし、PRTR 排出量による暴露クラスの方が、より排出量の多い暴露クラスとなる物質を抽出した。なお、PRTR 排出量は、PRTR 届出排出量に加え届出外排出量も合算して暴露クラスを求めた。PRTR 届出外排出量の排出先媒体（大気・水域）は、「PRTR 届出外排出量の推計方法の詳細資料」[2]を基に同定した。

暴露クラスとして使用したデータは以下のとおり。

〇化審法届出暴露クラス

・令和６年度実績の一般化学物質及び優先評価化学物質の製造・輸入・出荷数量及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味して付与した暴露クラス

〇PRTR 暴露クラス（届出・届出外）

・令和６年度の PRTR の届出及び届出外排出量（人健康では大気＋水域、生態影響では水域排出量）

２ 暴露クラスの見直し結果

PRTR 排出量による暴露クラスの見直しを行い、PRTR 排出量による暴露クラスが化審法届出情報に基づく暴露クラスを上回った物質について、人健康影響用暴露クラスにおける見直し結果を表１、２に、生態影響用暴露クラスにおける見直し結果を表３、４に示した。

見直した結果、PRTR 排出量による暴露クラスが化審法届出情報に基づく暴露クラスを上回った物質は確認されたものの、人健康影響及び生態影響のいずれにおいても優先度「高」となる物質はなかった。

[2] PRTR インフォメーション広場 令和６年度届出外排出量の推計方法の詳細
https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegaiR06/syosai.html

PRTR 届出＋届出外排出量による暴露クラスの見直し結果

表１　一般化学物質の人健康影響用暴露クラス

CAS RN	名称	分解性	有害性クラス	化審法届出		PRTR							PRTR管理番号
				優先度	暴露クラス	優先度	暴露クラス	届出＋届出外排出量（大気・水域）[t/y]	届出排出量 [t/y]	届出外排出量[t/y] 合計（大気＋水域）	大気	水域	
2439-35-2	アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル	良	3	低	5	低	4	21.6	0.1未満	21.6	21.6	－	5
75-35-4	１，１－ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	難	2	中	5	中	4	40.3	40.3	－	－	－	158

表２　優先評価化学物質（人健康影響が指定根拠ではないもの）の人健康影響用暴露クラス

優先評価化学物質通し番号	名称	分解性	有害性クラス	化審法届出		PRTR							PRTR管理番号
				優先度	暴露クラス	優先度	暴露クラス	届出＋届出外排出量（大気+水域）[t/y]	届出排出量 [t/y]	届出外排出量[t/y] 合計（大気＋水域）	大気	水域	
41	テトラエチルチウラムジスルフィド	難	3	中	4	中	3	168.0	0.1未満	168.0	3.2	164.7	259
182	２，２－ジブロモ－２－シアノアセトアミド	難	3	低	5	中	3	35.5	34.6	0.9	0	0.9	210
190	トリエチルアミン	難	3	低	5	中	3	132.2	87.7	45.4	10.7	34.8	277
193	トリメチル（オクタデシル）アンモニウムの塩	難（デフォルト）	4	低	5	低	4	41.4	0.5	40.9	0.7	40.2	688

表３　一般化学物質の生態影響用暴露クラス

該当なし

表４　優先評価化学物質（生態影響が指定根拠ではないもの）の生態影響用暴露クラス

優先評価化学物質通し番号	名称	分解性	有害性クラス	化審法届出		PRTR					PRTR管理番号
				優先度	暴露クラス	優先度	暴露クラス	届出＋届出外排出量（大気+水域）[t/y]			
										届出外排出量（水域）[t/y]	
136	Ｎ－メチル－２－ピロリドン	良	4	低	5	中	3	475.3	413.9	61.4	746

※届出外排出量の大気及び水域の排出量については、「令和６年度 PRTR 届け出外排出量の推計方法の詳細[3]」参照。

※※PRTR 届排出量小数点１桁まで記入した。

[3] https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegaiR06/syosai/1.pdf

別添２

環境中濃度による詳細評価

１　環境中濃度による詳細評価の方法

化審法の優先度マトリックスの優先度が「中」又は「低」に区分された物質のうち、環境調査が行われた物質については、その結果から得られる環境中濃度とスクリーニング評価における有害性評価値を用いて詳細評価を行うこととしている。（具体的な手順は参考資料３を参照）。

このため、各種環境調査から得られた環境中濃度から、

(A) 人健康影響については、EHEと有害性評価値の比をとったHQ=EHE/有害性評価値が１以上

(B) 生態については、予測環境中濃度（以下「PEC」という。）[4]とPNECの比をとったPEC/PNEC比が1以上

である物質を、優先評価化学物質に指定すべきか否かのエキスパートジャッジ対象物質として抽出した。

環境調査として使用したデータは以下のとおり。なお、データはいずれも直近５年（2020～2024 年度）のデータを使用している。

〇大気

有害大気：有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

黒本調査：化学物質環境実態調査結果（環境省）

〇水質

健康項目、要監視、生活環境項目：公共用水域水質測定結果（環境省）

要調査：要調査項目等存在状況調査結果（環境省）

黒本調査：化学物質環境実態調査結果（環境省）　（再掲）

２　環境中濃度による詳細評価結果

（A）又は（B）に該当する物質はなかった。

[4] 本資料においては環境モニタリングにより得られた実測値を含む。

別添３

人健康影響に係る優先度「中」区分からの優先評価化学物質選定

「Ⅱ．２（ア）閾値のあることが知られていないなど、慎重な検討が必要と考えられる発がん物質」への該当性を検討する物質

該当なし

「Ⅱ．２（イ） 有害性評価値が非常に低い（0.0005 以下）の物質」への該当性を検討する物質

※　一般毒性又は生殖発生毒性における有害性クラス２には有害性値が 0.005 以下の物質が該当するところ、その 10 分の 1 以下（0.0005 以下）の有害性評価値を有し、暴露クラスを勘案した場合に慎重な検討が必要と考えられる物質

識別情報			暴露クラス	優先度	有害性クラス					一般毒性								生殖発生毒性							変異原性							発がん性	
No.	番号	名称	暴露クラス分解性考慮	優先度	有害性クラス	一般毒性	生殖発生毒性	変異原性	発がん性	NO（A）EL等 [mg/kg/day]（換算値含む）	LO（A）EL採用によるUF（NO（A）ELの場合は1）	試験期間によるUF（90日未満61年未満2）	重大性UF	UF合計	有害性評価値 [mg/kg/day]	情報源	備考	NO（A）EL等 [mg/kg/day]（換算値含む）	LO（A）EL採用によるUF（NO（A）ELの場合は1）	UF_試験の質（1世代試験は10）	UF合計	有害性評価値 [mg/kg/day]	情報源	備考	①Ames試験（復帰突然変異試験）	②in vitroほ乳類染色体異常試験	③その他invitro試験	④in vivo小核試験	⑤その他in vivo試験	情報源	備考	発がん性分類	備考
1	108-31-6	フラン－２，５－ジオン	4	中	2	2	情報なし	外	情報なし	0.004				100	**0.00004 ※**	ACGIH	TLV-TWA	55	1	1	100	0.55	SIDS, AU-NICNAS, CICAD, MAK, ACGIH, NITE初期リスク評価書		陰性	陽性	Hprt陰性		骨髄CA陰性	SIDS, AU-NICNAS, カナダEPA, NTP-DB, MAK, ECHA, 環境省初期リスク評価書, NITE初期リスク評価書, 産衛		情報なし	ACGIH: A4

※　ヒトおよび動物でみられた呼吸器感作性を根拠に導出された TLV-TWA 0.01 mg/m^3（0.0025 ppm）を、「体重 50 kg、呼吸量 20 m^3/day」として経口換算した 0.004 mg/kg/day を、不確実係数 100（労働者の作業環境ではない一般環境での一般人への外挿）で除した 0.00004 mg/kg/day を有害性評価値とした。この TLV-TWA は、微粒子だけでなく蒸気も考慮されており、また、呼吸器感作性だけでなく、刺激性を有する本物質をラットやハムスターに６か月間反復吸入暴露したことにより誘発された一般毒性影響（鼻腔における炎症性変化、粘膜の過形成及び扁平上皮化生）も考慮されている。

「Ⅱ．２（ウ）生殖細胞への変異原性のある物質」への該当性を検討する必要があると考えられる物質

該当なし

別添４

生態影響に係る優先度「中」区分からの優先評価化学物質選定

「Ⅱ．３（ア）PNEC が非常に低い（0.0001 mg/L 以下）物質

No.	評価単位分類	CAS登録番号*1, *2	優先評価化学物質通し番号	名称*1	分解性	暴露クラス分解性考慮	優先度	有害性クラス	アミン類	PNEC (mg/L) (A)/(B)	根拠		藻類 (mg/L)				ミジンコ類 (mg/L)				魚類 (mg/L)				備考
											最小値(mg/L) (A)	Ufs (B)	急性毒性値 (EC50)	EC50/UFs (ACR+種間外挿)	慢性毒性値 (NOEC)	NOEC/UF (種間外挿)	急性毒性値 (EC50)	EC50/UFs (ACR+種間外挿)	慢性毒性値 (NOEC)	NOEC/UF (種間外挿)	急性毒性値 (EC50)	LC50/UFs (ACR+種間外挿)	慢性毒性値 (NOEC)	NOEC/UF (種間外挿)	
1	CAS単位	26062-79-3		ポリ(ジアリルジメチルアンモニウムクロライド)	難(デフォルト)	5	中	1		0.0000066	0.066	10000					0.075	0.00075			0.066	0.000066			
2	CAS単位	52645-53-1		3－フェノキシベンジル＝3－(2，2－ジクロロビニル)－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	難	5	中	1		0.0000032	0.00032	100	> 0.9		0.014	0.0028	0.00032	0.000032			0.00252		0.00066	0.000132	
3	片側優先		257	ポリ(アザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルヘキサン－1，6－ジイル)のカチオン(窒素原子にプロトンが付加することにより生成したものに限る。)の塩	難(デフォルト)	5	中	1		0.000094	0.000945	10	0.0202		0.000945	0.000945	0.156		0.00544	0.00544	0.02545		0.0153	0.0153	

※PNEC 算出では、途中計算は有効数字 3 桁、PNEC 算出時（(A)/(B)）は有効数字 2 桁（3 桁目を切り捨て）とした。
※　　PNEC 算出に用いた根拠データ

「Ⅱ．３(イ) 類似の物質の評価及び判定の例を参考にすると、上記（ア）に該当する可能性があるなど、検討が必要と考えられる物質

該当なし